

今年末に気候変動枠組条約の締約国会議がパリで開催され、世界は京都議定書に代わる新枠組み合意を目指す。新興国が急速な発展を遂げ温室効果ガス排出量が増加するなか、すべての国が削減に参加する新ルールづくりは大詰めを迎える。

08年までの削減合意を定めた京都議定書に代わる新ルールの検討は、05年に京都議定書が発効した直後から始められたのだが、遅々

## 大詰めの気候変動対策

人類や自然に将来どのような影響を及ぼすのか、それが人為的原因に拠るのか、といったことについての科学的解明は深まるが、それでも分からないことは残される。気候システムは大変に複雑な仕組みを持ち、予測結果には常に不確実性が含まれる。

気候変動枠組み条約は「予防原則」を謳（うた）い、科学的根拠の欠如を対策遅延の理由にしてはならないとする。しかし、科学的不確実性が大きく、しかも日常的に目には見えない課題に対し、費用のかかる対策に国際社会の総意を得るのは容易ではない。

第二に、大気そのもの

必要だが、地球公共財となると、ことは簡単ではない。国際社会は独立主権国家が併存する社会であり、統一的な立法機関や法の執行機関は存在しないからだ。つまり、地球公共財は国境をまたいで供給される財であるのに、国境をまたいで有効な法を決め執行する地球政府がない。すべての国が納得できる国際ルールづくりは容易ではない上に、ルールへの参加は各国次第なのだ。このような自然のしくみと人間のつくったしくみの不一致が、地球環境問題の解決を難しくする。

最後に、先進国と開発途上国の歴史的な立場の違いがある。大気中温室効果ガスの大半は先進国が経済発展の未排出されたものとして、京都議定書は「共通だが差異のある責任」にもとづき先進国のみに温室効果ガス削減を義務付けた。しかし、中国やインドが急速な経済開発を進める中、もはや先進国以外の国を「途上国」として一括りにできない状況である。先進国ばかりに費用負担が強いられることに先進国からは不満が挙がるし、途上国同士でも立場の違いが浮き彫りになる。

このように気候変動対策は、人類が直面した壮大なチャレンジである。産業化以前の水準と比べ世界全体の気温上昇を摂氏2度以下に抑えることを目標に、すべての国が削減に参加する新枠組が合意に至るのか、冬に向けた世界の動きに着目したい。

# 国際社会は歩み寄れるか

として進まなかった。気候変動対策はなぜこつも歩みがのろいのか。ここでは、国際的な気候変動対策の難しさを、三つの視点から今一度考えてみたい。

第一に、科学的な不確実性が挙げられる。気候変動が



名古屋経済大学経済学部准教授

佐野 八重

特徴と、対策に取り組む主体である国際社会の特徴が挙げられる。大気は地球公共財と呼ばれ、地球上の皆が共有する。ある国が温室効果ガスの発生抑制をする、費用負担しない国もその便益を享受し、これを排除するのは不可能である。「フリーライダー」の発生である。

国内で公共財を適正に供給するにはフリーライダー発生を法的に抑えることが

さの やえ 環境学。オーストラリア国立大学クロフォードスクール博士課程修了、博士。(財)自然環境研究センター、立命館アジア太平洋大学などを経て現職。1968年生まれ。

